

# 高校入試制度改革の基本問題（上）



佐々木 享

— 43 —

はじめに

- 一、小・中・高の連続性
- 二、中一高の接続関係の民主主義的性格

（以上本号）

- 三、中一高の接続関係の改訂
- 四、接続関係の変化の背景
- 五、高校入試制度改革の展望の問題

はじめに

公立高等学校入学者選抜制度のことを、ここでは高校入試制度という。この意味での高校入試制度は、高校をふくむ現代日本の

学校制度の一環として位置づけられている。高校入試制度は、高校教育という学校制度それ自体ではないが、高校教育の性格やその学校体系における位置づけと不可分の、独自の目的と機能をもつた制度である。  
高校教育という学校制度は、日本資本主義の発展のひとつの産物であり、反映である。<sup>(1)</sup> 今日の高校教育をどのように民主的に発展させるかという展望は、わが国の政治と社会をどのように民主的に発展させるかという課題とからく結びつけられている。この課題と切り離しては、高校教育に関するどのような展望も画餅に帰するおそれがある。また、高校教育には、国民諸階層の要求と運動が直接にあるいはさまざまな曲折を経て反映するので、高校教育の制度に関する展望を一義的にみさだめることはむつかしい

が、現実を深く科学的に分析するならば、幅広い国民的合意をかちとることのできる展望を切りひらくことは可能である。圧倒的多数の国民にいまや義務教育に準する教育制度と受けとられてゐる高校教育を、制度としても準義務化し、さらには義務教育化する展望をきりひらくことも、今日では現実的な課題のひとつとなつてゐる。(2)

高校教育の性格やその学校体系における位置づけと不可分のものであるという意味では、高校入試制度の改革の展望は高校教育改革の展望と結びつけられているが、入試制度という独自の目的と機能や位置づけに着目してみると、中学および高校教育の性格や位置づけと相互規定的な、改革の展望をもつことができる。

ここでは、右のような意味で、主として、高校入試制度の民主的改革にかかる高校入試制度に固有の、若干の理論的な問題を解明することに課題を限定したい。

今日一般的に問題とされているいわゆる高校入試制度問題には、いわゆる高校三原則にかかる通学区制、男女共学制のほか、いわゆる内申書の成績と学力検査の成績との比重のおき方、学力検査の教科の数や種類など学力検査のあり方、推せんや面接の採用の可否、一部の学科におけるいわゆるぐるり入学、など入学者選抜の具体的な施策をめぐる諸問題がふくまれ、高校入試制度改革といふときにはこれらの施策に関する改善策を問題とすることが多い。ここでは、このような高校入試に関する具体的な施

策の問題にたち入るのはなく、その施策の根底にあって施策を成り立たしめる中学校教育と高校教育との接続関係の理念と実態に關してやや立ち入った検討をくわえ、高校入試制度改革に関する若干の理論的な基礎を明らかにしようとしたおもう。

### 一、小・中・高の連続性

高校入試制度の制度としての特質は、基本的には、中学校や高等学校の性格や学校体系における位置づけと同時に、中学校教育と高校教育との接続関係如何に規制されていると考えられる。その意味では、中学・高校の性格や学校体系における位置づけから議論をはじめるべきかも知れないが、この点については平原春好のすぐれた論稿がある(3)(4)、ここでは、まず最初に中学校教育と高校教育との接続関係から検討しよう。

戦後改革に際して構想され創出された学校体系の特質は、教育基本法と学校教育法の条文に結実している。(いうまでもないことにだが、いわゆる六・三・三制は、法的には、学校教育法によって創出されたのであり、でき上がった学校体系を学校教育法が追認したのではない。学校教育法には、まさにつくられようとする学校体系の特質と理念に関する理想が盛り込まれているのである。この理想の実現をめざした施策が実行されなければ、またその点で国民の合意がなれば、理想と実態とのずれが起くる。) 小一中一高の接続関係に着目してみると、中学校の教育は「小学

校における教育の基礎の上に」施すことを目的とする(第35条)、高等学校の教育は「中学校における教育の基礎の上に」施すことを目的とする(第41条)。ここにみられるよう、上級の学校の教育が直接に下級の学校の教育の基礎の上に行なわれるべきことを定める規定、あるいはこの規定にみられる学校間の直接的な接続関係は、戦前の教育法令にはみられなかつたもので、この規定にしめされた小・中および中・高の直接的な接続関係は、戦後改革により創設された学校体系のもつとも重要な特質のひとつであり、いわゆる六・三・三制の民主主義的な性格をしめすものである。

この点に関して、文部省当局者の手による解説書が学校教育法第四一条の当該部分の解説において、つぎのように指摘していたことは注目に値しよう。

「高等学校の教育が中学校における教育を基礎とするものである」と。従つて中学校と高等学校の教育は「貫した、連続的なものであることを要する。中学校は小学校における教育を基礎とするものであるから(法35)、彼此総合すれば小学校、中

学校及び高等学校は、児童生徒の心身の発達に応じて、相互貫した教育を実施することが要請されているわけである」(傍点は引用者)

小・中・高校は、それぞれ「初等普通教育」「中等普通教育」および「高等普通教育及び専門教育」というタームで表現される教育目的の実施をめざしながら、かつ、小・中・高の教育は連続

的なものでなければならないとするところに、今日の学校体系の特質がある、というのが右の解説の趣旨である。しかし、この場合、小・中・高の連続性は、連続性一般ではなく、また上からの連続性でもなく小→中→高という下からの連続性であるところに重要な特質がある。この点に関しては、一九四七年にしめされ、四八年に限つて実施された高校の学習指導要領が「高等普通教育を主とする高等学校の教育課程」の一部に「大学進学の準備課程」をおいてよいことを規定したところから、高校(とくにいわゆる普通学科)を「大学の予備門と考える」「誤解が生じた」と、つまり大→高の連続性が認められるかの如き誤解が生まれたこと、文部省当局者が一九四八年に入つて四九年度以降に実施されたるべき教育課程においてこの「誤解」を払拭する努力を重ねたことは別の機会に述べたところであるが、かかる誤解が生じないよう、連続性が「下から上へ」の連続性であることを係官がつぎのように強調していくことは想起されるべきであろう。

「新制度の高等学校は大学の、中学校は高等学校の、小学校は中学校の準備教育を施す機関ではなく、少年時代に与えるのが適当な教育を小学校で与え、青年時代に与えるのが適当な教育を高等学校で、できるだけ多くのものに与えるというように、貫した体系で『下から上へ』積み上げてゆき、国民の教養を基盤から高めてゆくというデモクラティックな精神が前提とされていること。このことは、旧制高等学校が大学の準備教育を行なう機関であるのと対比すると明瞭であろう。即ち新制高等学

校教育は少數者のための教育ではなく、小中学校の義務教育と共に国民大衆のための教育である」

戦後改革で創出された六・三・三の学校体制が小→中→高の連続性、一貫性を要請し、これが現代日本の学校体系の民主主義的性格をしめすものであることは右にみたとおりであるが、なお念のためにつくわえれば、学校教育法の大学および高等専門学校の目的規定（第五二条、第七〇条の二）には、中学、高校の場合と異なって、これらの教育が直接の下級の（すなわち大学の場合は高校、高専の場合は中学）の教育の基礎の上に行なわれる旨の定めがない。これは、戦後日本の学校体系においては、中一高専、高一大の接続関係が小一中、中一高のそれとは異なるべきことを要請していると考えることができる。

## 二、中一高の接続関係の民主主義的性格

すでにみたように、戦後日本の学校体系は小→中→高の連続性を要請しているが、しかしこれは、厳密な意味での一二年制の一貫教育を行なう学校を理想としているわけではない。小学校、中学校、高等学校のそれぞれに、子ども・青年の発達段階に応じた固有の教育目的が設定され、その必要に応じて教育課程が編成され、教育諸条件が整備されているのであって、相互間に連続性が必要と要請されているといつても、三段階の学校に区分されているから、その連続性の性質、いいかえれば接続関係のありようが問題

となる。

ところで、戦後日本の学校体系における小一中の接続関係の特質について梅根悟が注目してきたことは知られている（<sup>9</sup>）、中一高の接続関係に關しては、私の知る限り、これまでのところ、科学的な解説はあまり行なわれてこなかつたようと思われる。<sup>(10)(11)</sup>

（ついでにいえば「接続関係」というタームは梅根悟にしたがつたものである。なお、日本共産党が一九七七年六月三〇日に発表した『国民の期待にこたえる教育改革への提言』のなかには、幼・小・中・高のつなぎを合理的にし、「幼年期から青年期におよぶ青少年の発達と学習を保障する見地……」あるいは「受験地獄をなくしてすべての希望者に高校教育を保障し、中学校教育と高校教育のつなぎを合理的にして、……」という注目すべき提言があつくなされている（傍点は引用者）。前後の文脈からおして、ここにいう「つなぎ」は「接続関係」とほぼ同義であるようと思われる。）

中一高の接続関係をみると、小一中の接続関係を一瞥しておこう。

戦後改革で創出された義務教育は、国民が教育を受ける権利を有することを大前提として、義務教育年限を九年間とするといふいわゆる年数主義（教基法第四条）と、満六歳になった翌日の学年から満一二歳になった日の属する学年末まで小学校に在学させ、また小学校卒業者に満一五歳になつた日の属する学年末まで中学校に在学させなければならない（学校教育法第二二条、第三

九条) といふいわゆる年齢主義にのつとつて実施されている。

(念のためにいえば、中学校を卒業させることを義務づけているわけではない。) 保護者に就学義務を課すと同時に地方自治体に小・中学校の設置義務を課しているので、小学校卒業者は学区城の中学校に無条件で進学できる。公立中学校では入学者の選抜を行なうことが許されていないといふ意味では、小一中の接続関係は直接に接続しているといえるが、厳密にいえば小一中間に閑門がないわけではない。

というのは、小学校は、児童の平素の成績を評価して各学年の課程の修了または卒業を認定しなければならないとされ(学校教育法施行規則第二七条)、小学校の全課程を修了しなければ小学校たときには卒業証書が授与されることになっている(同規則第二八条)ので、逆にいえば、小学校の全課程を修了しなければ小学校を卒業できないし、中学校に進学できない、と解されているからである。いいかえれば、小学校卒業者は全員が無条件で中学校に進学できるという意味では小一中の接続関係は直接的であるが、この接続関係には小学校の課程の修了という要件が介在しているのである。小一中の接続関係におけるこの閑門が一般に自覚化されていないのは、小学校の各学年の修了や卒業がある意味では形式化している部分があるからである。

中一高の接続関係には複雑な問題がからんでいる。この点に関する文部省の見解が時期によって変わっているからである。

高校発足後、高校教育の性格を左右する高等学校の学習指導要

領も、直接に高校入試制度のあり方を規定する学校教育法施行規則第五九条も、また具体的な入試選抜の実施方法を指示する通達も小刻みに改訂されている。それに応じて中一高の接続関係に関する理解も微妙に変化している。しかし、初期の、少なくとも一九五五年末に高等学校学習指導要領が改訂されるまでの、また時期をくり下げる下限としていえば、高校入試制度を規定している学校教育法施行規則第五九条が一九六三年に大幅に改訂されるまでの、中一高の接続関係に関する文部省の見解はほぼ一貫したものであった。それは、ひとくちに「希望者全員入学制」ということができるものであった。

一九六三年以降にも、高校の学習指導要領は改訂されたし、具体的な入試選抜の実施方法を指示する通達も改訂されている。選抜の実施方法という点についていえば、学力検査の科目が減少するなどの点に着目すれば、一九六三年以降のほうがむしろ多く変化しているように見える。しかし、そこにしめされている高校教育の性格という点に着目してみれば、七〇年改訂をあいだにはさんでいるにも拘わらず高校学習指導要領は六〇年改訂(六三年度より実施)以来その性格が大きく変わったとはいえないよう考えられるし、学校教育法施行規則は六三年度改訂以後には改訂されないから、教育制度に表現されている中一高の接続関係は、一九六三年を境にして大きく二分して考えることができる。

そこでまず、初期の、右の大きな区分でいえば一九六三年までの中一高の接続関係を検討してみよう。(六三年にいたる経過の

なかでの変化の検討は別の機会に譲り、ここでは必要がない限り  
言及しない。)

中・高の接続関係を考える場合、大前提となるのは、理念上  
——それぞれの学校の教育目的の上で、といいかえてもよい——  
中・高が連続したものか否かだが、第一節で検討したように、現  
行制度においては連続しているものと解すことに疑問の余地はな  
い。そこで、具体的には、中・高の接続関係が小・中の接続関係  
に対比して如何なる特質をもつかが問題となる。小・中の連続性  
に介在するのは小学校を卒業しているかどうかだけであった。こ  
の点で、中・高の連続性に関しても、初期においては、基本的に  
は、中学校を卒業しているか否かだけが高校入学に必要な要件で  
あつた事実は強調される必要があろう。

すなわち、学校教育法第四七条は、高校の入学資格を中学校の  
卒業者（またはこれに準ずる学力ありと認められた者）と規定し  
ているが、高校入学に関し必要な事項は監督庁が定めるとした第  
四九条を受けて、学校教育法施行規則はつぎのように規定されて  
いたのである。

第五九条 高等学校の入学は、校長がこれを許可する。

②入学志願者が入学定員を超過した場合は、入学試験を行う  
ことができる。（第二項の「入学試験」は四八年一〇月に  
「入学者の選抜」と改訂された。）

いうまでもなく問題となるのは第二項であるが、これについて  
は、「入学志願者数が入学定員を超過した場合には、入学者の選  
きもの」という位置づけが与えられていたから、「選抜をしなけ

拔を行なうことができる。本条の反対解釈として、入学志願者数が  
入学定員と同数又それに満たない場合に、優秀な生徒のみを入学  
させようとして入学者の選抜を行なうことは許されないと解すべき  
であろう」という疑問の余地のない解釈が与えられていた。<sup>(13)</sup> いう  
までもなく、この規定の趣旨はいわゆる希望者全員入学制であ  
る。<sup>(註)</sup>

(注) 「希望者全員入学制」という用語は、一九五一年九月一日付の文部省初中局長通達「公立高等学校入学者選抜につい  
て」において、「現在の高等学校は義務制でこそないが、国民  
全体の教育機関として、中学校卒業者で希望する者はすべて入  
学させることを立前とし、……」とのべられていることに由來  
し、ここにいう「立前」を指している。「全員入学制」という  
ことば自体は、高知県の高校全員入学運動のなかから生まれた  
とみられる。<sup>(14)</sup> 粟津は、「高校全員制とは、高校入学志願者全  
員入学制の略称である」としている。

希望者全員入学制の場合、入学希望者が無条件に入学できるか  
どうかは、基本的には、中学校の卒業資格（またはこれと同等と  
認められる学力）を有していること（これは小・中の場合と同様  
である）と、希望する高校に収容力があるかどうかで決まる。志  
願者数が収容力を超えている場合には、高校は義務制ではないの  
で、止むを得ない措置として入学者の選抜が行なわれるが、新制  
高等学校は「その収容力の最大限まで、国家の全青年に奉仕すべ  
きもの」という位置づけが与えられていたから、「選抜をしなけ

ればならない場合も、これはそれ自体として望ましいことではなく、「やむをえない害悪」で、経済が復興すれば収容力の拡充によって克服されるべき課題であるという評価が与えられるものであった（文部省学校教育局『新制中学校・新制高等学校望ましい運営の指針』一九四九年四月、傍点は引用者）。これが、希望者全員入学制と呼ばれる中一高の接続関係の特徴である。

右にみたような中一高の接続関係の特徴は、中学校および高等学校の性格と学校体系における位置づけと正確に照応しているといふことができる。すなわち、中学校は前期の中等学校であると同時に義務教育を行なう学校であり、かつ小学校からすすむことのできる唯一の学校としてすべての国民に開かれている。他方、

高等学校は、後期の中等学校として創出されたが、それは等しく「中等教育」であるとはいっても上級学校への進学準備の課程ではないという点や、専門教育（その大部分は職業教育である）<sup>(16)</sup>を施す学科をも正規の中等教育として位置づけられており、かつ、

希望者全員入学制のもとで「やむをえない害悪」として行なわれた入学者の選抜制度の経過については別にのべるので、希望者全員入学制自体の問題点につき、一・二言及しておく。

すでに述べたように、希望者全員入学制のもとでは、高校進学に介在する関門は、進学希望者が中学校を卒業していることと、希望者を収容する定員枠が高校にあるかどうかの二つである。戦後の日本資本主義が発展するなかで、また、戦後の教育制度の民主主義的な性格が広範な国民に支持されたなどの結果、高校進学希望者が年々増大したのにたいし、高校側の収容力の増大がこゝなものとみることができると、このような新しい学校制度にふさわしい新しい民主主義的な接続関係として、希望者全員入学制が採用されたとみてよいであろう。

なお、希望者全員入学制という中一高の接続関係のもつとも重要な特徴は、この接続関係が、すべての国民が教育を受ける権利をもつているという近代の人権思想にねざした現代社会の民主主義的な教育思想にねざし、その制度的保障をはからうとするものである、という点である。その意味で、しばしば「教育の機会均等」ということばで語られるこの思想と接続関係との相互関係——たとえば、旧教育委員会法第五四条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五〇条が、「高等学校の教育の普及及びその機会均等をはかるため」に通学区域を設定する、としていることの教育学的意義——は、深く解明される必要があるとおもわれる。

が常態となっていた。ここから、一部に、中一高の接続関係を合理的に解決するみちがあたかも選抜制度を改善するなかにあるかの如き觀念が生まれた。歷代保守党政権のもとでの文教行政はこの觀念を積極的に活用し高校入試制度問題として前面に押し出している。しかし同時に、問題の基本的な解決の方向を高校の収容力の増大、すなわち高校増設に求める運動が父母・教師・地域住民の運動として次第に発展していることは周知のところである。高校増設が、民主主義的な中一高の接続関係の実現をめざすものであることはいうまでもない。

ところで私は、同時に、中一高の接続関係は、中学校の課程を卒業した者が進学できるとしている点に注目しないわけにはいかない。さきに小一中の接続関係のところで述べたように、今日の義務教育制度は満九年間、一五歳までの就学を義務づけているのであって、中学校の課程の修了を義務づけているわけではない（満一五歳をこえて原級に留まつた場合には、保護者の就学義務は延長されることにはならない、という行政解釈がある——初中局長回答昭二八・三・一二学委初二八参考）。学校教育法施行規則第五条の準用規定によつて、中学校は、生徒の平素の成績によつて各学年の修了または卒業を認めるのであり、とくに、卒業証書は中学校の全課程を修了したと認められる者に授与される。その意味で、中学校の卒業はけつして形式的なものではない。形式的なものではないからこそ、高校進学の要件とされ、中一高の接続関係のなかに位置づけられていると考えられるのである。

各学年の修了あるいは卒業の要件としての中学校の全課程の修了の認定が実質をそなえずに形式化すると、中学校を卒業していることが高校進学の必須要件とされている関係で、希望者全員入学制という現代の学校制度にそくした民主主義的な中一高の接続関係が足もとから掘り崩されるおそれがあることに注意を喚起しないわけにはいかない。教育課程の基準や教科書の検定などが不当な国家統制のもとにおかれ、学級あたりの生徒が異常に多いすしづめ学級になつていているなど教育条件の整備が遅れ、いわゆる五段階相対評価が強要され、くわえて現代資本主義のもとの貧富の格差が勉学条件の格差をうみ出しているなどの悪条件が重なつてゐるなかで、何をもつて厳密な意味での中学校卒業の要件とするかは必ずしも容易な問題ではない。いわゆる「落ちこぼれ」や「学習のおくれ」の増加、高校生の学力低下——その大部分は、高校に入つてからではなく、小・中学校の間に生じたものといわれている——人格のゆがみと非行の増大などが指摘されていることは、教師・父母・地域住民・行政が一体となつて小・中学校の教育力の強化を求めていたといえるが、それは、希望者全員入学という民主的な中一高の接続関係を文字どおりに現実のものとするためのもつとも重要な要件の一つであるといわなればならないであろう。

△注▽

(1) くわしくは、拙著『高校教育論』一九七六年、大月書店

刊の第一章「日本資本主義の発展と中等教育」を参照。

(2) 拙稿「現代の民主的教育改革——高校教育義務化を展望する義務教育年限延長問題をめぐって」、『現代の労働組合運動』6・一九七六年、大月書店刊、参照。

(3) 平原春好「教育制度上における新制中学校の位置」『教育』一九七五年六月号。

(4) 平原春好「日本の教育制度における高校の位置」『リスト』第四四二号、一九七〇年一月一五日。

(5) 天城熏『学校教育法逐条解説』一九五四年、学陽書房、一五八頁。

(6) 大田周夫「新制高等学校制度の概要とその教育目的」『新制高等学校の教育』一九四八年、九頁。

(7) 『高校教育論』一六二～一六五頁。

(8) 角田一郎『高等学校教科課程の理論と実際』一九四八年、興文社、四頁。

(9) 梅根悟『中等教育原理』初版一九六四年、誠文堂新光社、私が見ているのは第七版(一九七三年)、七八～八三頁。

(10) 『文部時報』一九六三年一一月号所収の藤村和男「中学校と高等学校間の問題」は、のちにのべるよるうな、学校教育法施行規則と高等学校学習指導要領が改訂された一九六三年以後における中一高の接続関係につき、いわば行政当局者としての解釈を論じたものである。この論文では、藤村は、「接続関係」とか「連係」ということばを用いず、もつばら「中学校と高等

学校間の問題」といつてゐる。同誌の特集のタイトルを「各学校間の連係の問題」とか「学校間の連係からみた制度・内容上の諸問題」としたのはおそらくは編集部なのであろうが、「連係」というタームは高校定期制・通信制課程と技能教育施設の相互間で行なう単位認定制(学校教育法第四十五条の二)をさすのが通例のようであるから、学校間の接続関係を「連係」と称するのは適切とは思えない。

(11) 増田幸一・徳山正人・斎藤寛治郎『入学試験制度史研究』(一九六一年、東洋館出版社)は、「学校系統のアーティキュレーション」という一節を設け(一四～三五頁)、「入学試験は、原則として、初等教育、中等教育、高等教育という教育階梯における段階的転移に際して行なわれるものであるが、その点で、ある一つの段階とつきの段階との連らく——すなわちアーティキュレーション articulation(接合)に関し重大な役割を荷なう」とのべているが、研究課題として指摘するにとどまつてい。<sup>19</sup>

(12) 現職の公立中学校長が、「もともと義務教育の世界は一定の年齢に達した子どもに就学を強制し、教育の機会均等と平等を基礎としているのであるから、特殊な事情で親権者の申し出がないかぎり、成績がどんなに悪いからといって、最も退学もありえないわけで、……」とのべている例がある。望月一宏『中学生　その日々』一九七七年、岩波新書、七頁。傍点は引用者。いうまでもなく、小・中の各学年の課程を修了しなけ

れば原級留置はありうるわけであり、満一五歳以前の退学は認められないが、途中で落第した結果として中学三年に達しないうちに満一五歳に達した者は保護者には就学させる義務が課されていないので、よし悪しは別として中途退学はありうるのである。

右校長のいだいたような観念が通念化している背景を分析してみると必要はあるが、たとえば、いわゆる五段階相対評価のシステムが、「課程の修了」という概念をあいまいにしている事実は見逃せない。

また、小学校卒業の要件と卒業の実態が乖離していることとの矛盾については、梅根、前掲書を参照。

(13)

天城、前掲書、一八二頁。

(14) 粟津竜智編『高校全員入学制』一九六〇年、新評論。

(15) 粟津竜智「高校全入制の意義」『教育学研究』第一九卷

第四号、一九六二年一二月、一一頁。

(16) 高等学校で行なわれる職業教育は、新しい中等教育としてその一環として実施されるもので、職業教育という点だけで説明できるものではない。この点については、拙著『高校教育論』の第七章「高校における職業教育」、および、拙稿「職業教育改革をめざす実践と到達点」『国民のための商業教育』第六号、一九七七年四月、五六一六頁を参照。

(名古屋大学、教科研常任委員)

## 『教育』九月号内容

### 特集／青年期教育

現代社会と青年

教育実践の思想について

教師と農村青年の学習運動（上）

青年集団の学習活動

受験教育と青年期

那須野隆一

橋本英幸

青山崇

伊藤彰男

岸本弘

### 『座談会』

#### 現代の高校生と高校教育実践

宇田川宏・竹内常一・田代三良

若菜俊文・太田政男

□現代の高校生（8）  
高校生の人格形成と学習をどう  
正しい軌道にのせるか

□現代日本教育の基本問題（10）  
青年期教育研究の課題

若菜俊文  
大串隆吉

□教育をとらえ直す  
馬車よ、ゆっくり走れ

藤岡貞彦